

入札説明書

令和 7 年度 奈良県内企業魅力発見事業業務委託

令和 7 年 8 月

奈良県 産業部 人材・雇用政策課

入札説明書

入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。この場合において、当該仕様書等に疑義のある場合は、下記 6 の（１）に掲げる者の説明を求めることができます。

1 公告日

令和 7 年 8 月 8 日（金）

2 競争入札に付する業の内容

- （１） 入札業務
令和 7 年度 奈良県内企業魅力発見事業業務委託
- （２） 委託業務内容
「令和 7 年度 奈良県内企業魅力発見事業業務委託仕様書」のとおり
- （３） 委託期間
契約締結日から令和 8 年 3 月 2 7 日まで
- （４） 履行場所
仕様書のとおり
- （５） その他
詳細については、仕様書のとおり

3 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる（１）から（５）までのいずれにも該当する者が、この入札に参加することができます。

- （１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- （２）奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
- （３）物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成 7 年 12 月奈良県告示第 425 号）による競争入札参加資格者で、主たる営業種目を「Q 7 諸サービス ④旅行業」に登録をしている者であること。
- （４）旅行業法における第 1 種旅行業者、第 2 種旅行業者又は第 3 種旅行業者の登録を受けた者であること。
- （５）公告日から過去 5 年間に国又は地方公共団体と同種及び同規模の契約を複数回締結し、これを誠実に履行した者であること。

4 競争入札参加資格の確認

この一般競争入札に参加を希望する者は、下記の書類を提出し、公告に示す要件を満たしているかの確認を受ける必要があります。

(1) 提出書類

入札参加資格確認申請書（様式1）

契約履行実績確認書（様式2）

(2) 提出期限

令和7年9月1日（月）午後5時まで

(3) 提出場所

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県産業部 人材・雇用政策課 人材確保推進係（奈良県庁主棟6階）

(4) 提出方法及び部数

方法：持参又は郵送

※持参の場合の受付時間は、土日及び祝日を除く平日の午前9時から午後5時まで。郵送による場合は、書留郵便とし、上記（2）の提出期限までに必着。また、封筒に「令和7年度奈良県内企業魅力発見事業業務委託に係る入札参加申請書在中」と朱書きすること。

部数：1部

(5) 入札参加資格審査結果の通知

令和7年9月5日（金）に書面を発送する予定です

(6) その他

- ・提出された申請書は入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しません。
- ・提出された申請書は返却しません。

5 入札方法

- (1) 入札は、業務委託一式の金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された課税対象金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（ただし、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）に非課税対象金額を加算した額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の内、課税対象分の110分の100に相当する金額と非課税対象分の金額を分けて、入札書に記載してください。

※消費税及び地方消費税を併せた税率は、全期間を通じて10%として積算して下さい。

- (2) 入札者は、所定の入札書（様式3）を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。記載については別紙入札書記載例及び入札書封緘例のとおりです。入札書は再度（2回目の）入札を行う場合がありますので2枚用意してください。なお、再度入札を辞退する場合は、一般競争入札辞退届（様式4）を提出して下さい。
- (3) 代理人をもって入札する場合は、委任状（様式5）を入札と同時に提出してください。記載については別紙委任状記載例のとおりです。なお、この場合の入札書には、入札者の住

所氏名欄に入札者本人の住所氏名を記載のうえ代理人と表示し、代理人の氏名を記載のうえ委任状で申請した代理人印を押印してください。

- (4) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。
- (5) 再度（２回目の）入札においても予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、２回の入札を通じて最低の価格をもって有効な入札を行った者と地方自治法施行令第１６７条の２第１項第８号に基づき随意契約の手続に入ることがあります。その際、見積書が必要となりますので、１部用意してください。
- (6) 入札の際には、入札参加資格確認通知書（又はその写し）を持参してください。郵便により入札を行う場合は、確認通知書の写しを入札書に同封してください。

6 入札書の提出場所

- (1) 郵送時の入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約を担当する部課等の名称及び問い合わせ先

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県 産業部 人材・雇用政策課 人材確保推進係（県庁主棟6階）

電話：0742-27-8812（直通）

※入札説明書等は奈良県人材・雇用政策課のホームページにも掲載します。

ホームページアドレス <http://www.pref.nara.jp/32514.htm>

- (2) 入札説明書の交付期間

令和7年8月8日（金）から令和7年9月1日（月）まで（土日及び祝日を除く平日の午前9時から午後5時まで。）

- (3) 入札説明会

入札説明会は実施しません。

- (4) 質問

仕様に関わる質問等については、質問票（様式6）に記入の上、下記にFAX（0742-27-2319）で送信してください。質問受付期間は、8月22日（金）までの、土日及び祝日を除く平日の午前9時から午後5時とします。FAXを送信された場合は、必ず電話でその旨連絡して下さい。回答は、8月27日（水）午後1時以降、上記の奈良県産業部人材・雇用政策課のホームページに掲載します。

※入札手続に関する質問（書類の記載方法・日程確認等）については電話でも受け付けます。

- (5) 入開札の日時及び場所

令和7年9月10日（水） 午前10時から

奈良県庁 情報棟1階 入札室

- (6) 郵便による入札

ア 入札書は、郵便で差し出すことができます。この場合は、書留郵便とし、封書の表面に「令和7年度県内企業魅力発見事業業務委託に係る入札書」と朱書きして、令和7年9月9日（火）午後5時までに到達するようにしてください。なお、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、直ちに再度（２回目）の入札を行う場合がありますの

で、入札書は、初度（１回目）入札に係る入札書と再度（２回目）入札に係る入札書の郵送を認めるものとします。

- イ 初度入札に係る入札書と共に再度入札に係る入札書を書留郵便で差し出す場合は、初度入札に係る入札書と再度入札に係る入札書（又は再度入札辞退を含む）を別々に封緘し、封書の表面に「令和７年度県内企業魅力発見事業業務委託に係る入札書（初度入札）」および「令和７年度県内企業魅力発見事業業務委託に係る入札書（再度入札）」（又は「再度入札辞退」）と各々朱書してください。
- ウ 再度入札を行う事となった際に、初度入札に係る入札書のみ郵送されているときは、再度入札を辞退したものとします。
- エ 封緘された入札書が初度又は再度の明記の区別なく郵送されたとき、又はそれぞれの入札書が１通に封緘されて郵送されたときは、同一入札者がなした２以上の入札に該当するものとし、無効の扱いとなります。なお、初度入札で落札者が決定し、郵送された再度入札に係る入札書が不用となった場合は返送します。

7 入札保証金

入札金額の１００分の５に相当する額以上の入札保証金を納付するものとします。

ただし、奈良県契約規則（昭和３９年５月奈良県規則第１４号）第４条第１項ただし書各号のいずれかに該当する者である場合は免除します。

8 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の１００分の１０に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。

ただし、奈良県契約規則（昭和３９年５月奈良県規則第１４号）第１９条第１項ただし書各号（保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者、過去２年間に国又は地方公共団体と県が同等と認める契約を数回以上締結し、これらをすべて誠実に履行した者など）のいずれかに該当する者である場合は免除します。

履行実績の証明については、契約書の写しの提出が必要です。

9 契約書作成の要否等

（１）要します。契約書作成に要する費用は落札者による負担とします。

（２）落札者は、奈良県契約規則第１７条第１項の規定に基づき落札の日から遅滞なく契約を締結するものとします。

従って、８で示す契約保証金については、指定する期日までに指定する方法により納付してください。なお、契約保証金の免除規定に該当する者は、この期日までに、それを証明する書類を提出してください。

10 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

（１）本入札説明書で示した競争入札に参加する資格のない者のした入札

- (2) 奈良県契約規則第7条に該当する入札
 - 詳細については、次のアからオに掲げるとおりです。
 - ア 知事の定める入札条件に違反した入札
 - イ 入札書に記名押印（代理人による入札の場合、代理人の記名押印）を欠く入札
 - ウ 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
 - エ 同一入札者がなした同一事項についての2以上の入札
 - オ 入札に際して公正な入札の執行を害する行為があったと認められる入札
- (3) 入札書記載の価格を加除訂正した入札
- (4) その他、入札に関する条件に違反した入札

1.1 落札者の決定方法等

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としします。
- (2) 予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、再度入札（2回目）を行う場合があります。
- (3) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合は、直ちに「くじ」で決定します。
- (4) 落札者となるべき者が、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格をもって入札したときは、該当入札者が参加の条件を満たし、かつ、契約の条件を確実に履行することができるかを照会するために、当該落札者の決定を保留する場合があります。
- (5) 再度入札（2回目）の開札で落札者がいない時は、再度入札（2回目）で最低価格を提示した者と随意契約を行う場合があります。

1.2 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次に掲げる（1）から（7）までのいずれかに該当する事由が生じ、又は該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の役員等（法人にあつては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時建設工事等の契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) （3）及び（4）に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

- (6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が（１）から（５）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、（１）から（５）までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（（６）に該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

1 3 契約の解除

契約締結後、契約者について１２の（１）から（７）までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、もしくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、１２の（１）及び（３）から（５）までの中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

1 4 その他

- (1) 本件に要する一切の費用は落札者の負担とし、競争価格に含むものとします。
- (2) その他詳細については、仕様書のとおりです。